

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に「報酬月額算定の特例」による特例改定(8月の報酬による定時決定)を行う場合にご提出いただくものです。

・この届書を提出いただく特例改定の対象者となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。

- (1)令和2年4月又は5月を急減月として、特例改定を既に受けた場合。
- (2)8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、9月の定時決定において決定される標準報酬月額に比べ、2等級以上低い場合。
- (3)特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。

※ 上記による本特例改定においては、通常の定時決定における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。

- ・8月の1か月の報酬を用いて、9月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
- ・8月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、最低等級の標準報酬月額により改定します。
- ・特例改定の対象となる保険料は、令和2年9月分の保険料となります。
- ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」の添付が必要です。
- ・本特例改定により、改定となった被保険者は、休業が回復した月(報酬支払の基礎日数が17日以上となった月)の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要となります。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。事業主の押印は、署名(自署)の場合は必要ありません。

事業所整理記号	01-イロハ
---------	--------

①被保険者の番号 : 資格取得時に払い出された被保険者の番号を、必ず記入してください。

③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。

【元号】 5. 昭和 7. 平成 9. 令和

【記入例】 昭和63年5月3日の場合

⑤. 昭和	年	月	日
7. 平成	63	05	03
9. 令和			

④改定年月 : あらかじめ「2年9月」と記載していますので、改めての記載は不要です。

⑤従前の標準報酬(給与)月額 : 現在の標準報酬(給与)月額を千円単位で記入してください。

⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬(給与)月額」が適用された年月を記入してください。

⑦昇(降)給 : あらかじめ「9月」と記載し、「2.降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。

⑧遡及支払額 : 8月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額を記入してください。

⑨給与支払月 : あらかじめ「8月」と記載していますので、改めての記載は不要です。

⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。

⑪通貨によるものの額 : 給与・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。

⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。

⑭総計 : 記載は不要です。

⑮平均額 : 記載は不要です。

⑯修正平均額 : 「⑬合計」欄の金額をそのまま記入してください。

⑰個人番号 : 【年金のみ】70歳以上の被用者の方のみ記入が必要になります。本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。
[基礎年金番号] 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を記入してください。

※ただし、健康保険組合と基金への届出については、記入不要です。

⑱備考 : 「定時決定(申立書1の②に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。
必要に応じて記入してください。

お知らせ

- ・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので届出日から2年間は保存してください。
- ・同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。